

高松市病院局建設工事監督要領の運用基準

高松市病院局の職員に併任された財政局契約監理課及び都市整備局建築課職員が処理すべき事務に関する規程（平成23年高松市病院局管理規程第6号。以下「併任規程」という。）に基づき、病院局みんなの病院事務局総務課職員に併任された財政局契約監理課職員の所掌する工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、高松市病院局建設工事監督要領（平成24年7月1日施行。以下「要領」という。）を策定したことに伴い、次のとおり具体的な運用基準を定めるものとする。

1 第6条関係（監督業務の分類）

(1) 監督業務内容の分類及び高松市病院局工事請負契約約款の条文との関係は、別表のとおりである。

(2) 第6条に定めるもののほか、監督員は、次に掲げる業務に留意するものとする。

ア 工事の円滑な推進を図るため、関係機関、地元住民等との連絡調整に十分配慮すること。

イ 建設副産物のリサイクル等の推進

環境負荷を軽減するため、エコシティたかまつ環境マネジメントシステム第6章(1)に定める公共工事環境配慮手順に基づき建設副産物の発生抑制、リサイクル及び適正処理に努めること。

ウ 工事の安全を確保するため、工事中、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省経建発第1号）に基づき、公衆に及ぼす災害及び工事関係者の受ける災害を未然に防止するための安全対策に万全を期するよう、受注者の指導に努めること。

エ 工事現場において、受注者及び下請負人の健康保険等の社会保険加入状況、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任状況、下請負人及びその工事内容等が適正であることを確認するため、「工事施工体制等実態調査報告書」（様式第1号）及び「施工体制実態点検表」（様式第2号）に基づき点検を行い、法令順守を徹底する。なお、当該工事の

施工において、受注者の関与が確認できない場合又は主たる部分を実施する一次下請負人のうち受注者との契約金額がもっとも大きいものが請負契約金額の50パーセントを超える場合は、「実質的関与の確認」（様式第3号）に基づき詳細に点検を行い、法令順守を徹底する。

また、「工事施工体制等実態調査報告書」等の書類は、しゅん工届と併せて契約監理課に提出するものとする。なお、当該工事が高松市病院局建設工事監察実施要綱第2条第1項に規定する工事監察の対象となる工事である場合、工事監察実施時に検査員等に点検状況を報告すること。

(3) 第1号イ及びウの「重要なもの」とは、概ね次のようなものとする。

- ア 主たる工種に新工法、新材料を採用したもの
- イ 施工条件が厳しいもの
- ウ 第三者に対する影響のあるもの
- エ その他契約内容に大きく変更を及ぼすと認められるもの

2 第7条関係（監督員の指名及び通知）

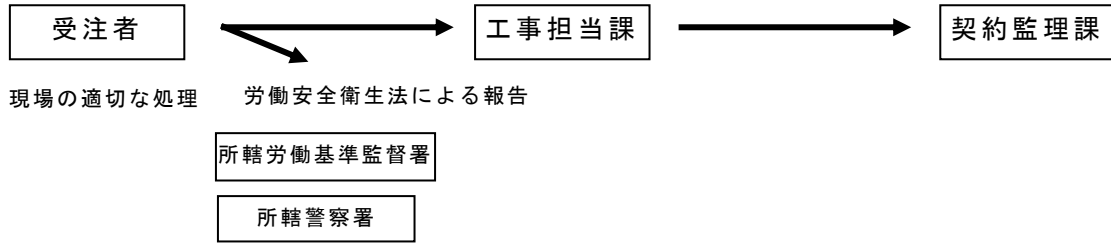
(1) 次のいずれかに該当するときは、現任者に代えて、監督適任者を監督員に指名することができるものとする。

- ア 担当監督員が長期にわたる出張、休暇、欠勤等のとき。
- イ 工期の延長等により監督員が担当する工事が同一の時期に多数競合するに至ったとき。
- ウ 当該工事の工種、工法の特殊性のため必要と認められるとき。

(2) 監督員の指名は建設工事請負契約の都度行うものとし、工事担当課長等は、契約依頼書を提出する際に指名予定者を定め、契約事務担当員に提出するものとする。

3 第10条関係（事故報告）

工事事象等が発生したときは、速やかに現場の適切な処理を行うとともに、次の要領で報告をしなければならない。



- (1) 事故等があった場合は、監督員は、受注者から事故発生報告書（監督要領様式第2号）を提出させるとともに工事担当課長に報告する。
- (2) 工事担当課は、事故発生報告書の提出があったときは、当該工事の監督員を現場に派遣し、その内容を確認させ、その結果を報告させるものとする。
- (3) 工事担当課長は、前2号の報告を受けたときは、併任規程に基づき、病院局みんなの病院事務局総務課主幹の職に併任された財政局契約監理課長に事故報告書（監督要領様式第3号）を速やかに提出するものとする。

4 第11条関係（監督に関する図書）

主任監督員及び専任監督員は、次に掲げる図書（受注者から提出された図書を含む。）を作成し、整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

(1) 工事設計書関係	設計図書その他必要な附属書類
(2) 工事請負契約関係	工事請負契約書、現場代理人・技術者等選任通知書、経歴書、貸与品及び支給材料に関する書類その他契約書記載の関係諸書類
(3) 施工関係	実施工程表、総括打合せに関する書類、工事打合簿、工事日報、材料確認及び試験に関する書類、完成図その他の関係諸書類、出来形の確認に関する書類、貸与品に関する書類
(4) 施工管理関係	工事施工管理基準及び規格値に関する書類
(5) 検査関係	しゅん工届、出来形図及び出来形内訳書その他建設工事監督関係諸書類
(6) その他	前各号に掲げるもののほか、監督業務上特に必要な書類

5 用語の定義

- (1) 指示 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

- (2) 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (3) 協議 書面により、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者とが対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (4) 提出 監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (5) 報告 受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
- (6) 通知 発注者又は監督員と受注者又は現場代理人との間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- (7) 受理 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (8) 確認 契約図書に示された事項について、監督員が臨場又は受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (9) 立会い 契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

附 則

この運用基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年3月1日から施行する。

別表（要領第6条関係）

基 本 的 監 督 業 務				
業 務 内 容	総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	専 任 監 督 員	約 款 条 文
1 請求、通知、申出、承諾及び解除等の書類は、監督員に提出して、監督員を経由する（状況把握）。	○	○	○ 經由	1 ⑤
2 関連する2以上の工事における工程等の調整	○	○	○	2
3 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議	○	○	○	9 ②(1)
4 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾		○	○	9 ②(2)
5 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）	○	○	○	9 ②(3)
6 監督員の指示又は承諾等は、原則として、書面により行う。	○	○	○	9 ②④
7 受注者の工事関係者に対する措置要求	○	○	○	12①②
8 工事材料の検査		○	○	13③
9 工事材料の調合又は工事施工の立会い及び工事材料の見本検査		○	○	14④
10 支給材料の検査及び引渡し		○	○	15②
11 使用方法が設計図書で明示されていない支給材料又は貸与品の使用に係る指示	○	○		15⑩
12 工事の施工が設計図書に適合していない場合における改造請求		○	○	17①
13 工事施工部分の破壊検査	○	○		17②③
14 次の(1)から(5)の場合における事実の調査及びその結果の通知				18②③
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。	○	○	○	18 ①(1)
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	○	○	○	18 ①(2)
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	○	○	○	18 ①(3)
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。	○	○	○	18 ①(4)

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について 予期することのできない特別な状態が生じたこと。	○	○		18 ①(5)
15 臨機の措置に係る受注者に対する意見及び措置請求	○	○	○	26①③
16 工事内容の軽微な変更に係る受注者に対する指示		○	○	
17 工事現場における「工事施工体制等実態調査報告書」 等の点検		○	○	7の2

付 随 的 監 督 業 務				
業 務 内 容	総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	専 任 監 督 員	関係規定
1 工事着工前における受注者に対する工事内容の説明 及び打合せ		○	○	
2 受注者と共同して行う関係者に対する工事施工の広 報		○	○	
3 工事打合せ簿（様式第1号）の作成及び工事関係書 類等の整備保管			○	要 領 第 11条
4 契約の履行状況の把握及び上司への報告			○	

備考

- 1 要領第6条に定めるもののほか、総括監督員及び主任監督員により、
又は主任監督員及び専任監督員により業務を分担する場合は、当該業務
のうち重要なものについてはそれぞれ上席者が担当し、重要なもの以外
についてはそれぞれ他者が担当するものとする。
- 2 要領第6条に定めるもののほか、総括監督員、主任監督員及び専任監
督員により業務を分担する場合は、当該業務のうち重要なものについて
は総括監督員が、軽易なものについては専任監督員が、これら以外のも
のについては主任監督員が担当するものとする。
- 3 受注者には、主として主任監督員及び専任監督員が対応するものとす
る。
- 4 第16項の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する変更をいうもの
とする。
 - (1) 精査の結果による、現地に即した簡単な施設の変更
 - (2) 工法に変更がない場合における土質区分の変更及びそれに伴う法
長等の変更
 - (3) 簡易な構造物の部分的な寸法、延長等の変更

- (4) 主たる構造物に付随する施設の工事長、位置、及び形状の変更
- (5) 指定仮設の変更で、工事に重大な影響を及ぼさないもの
- (6) 採取土、捨土等の指定場所の変更
- (7) (1)から(6)までに属しない事項で、局所的な変更